

保 護 者 各 位

特 定 非 営 利 活 動 法 人
大砂土東小学童保育の会
理事長 井出 英里

児童の暴力行為防止についてのお願い

当児童クラブは、下校後の時間を安全に楽しく過ごせる場として多くの児童が利用しています。

ケガ・事故防止の為、当児童クラブとしても注意・指導をしておりますが、児童の暴力行為によるケガや事故につながるような危険な行為を未然に防ぎ、児童の共同生活における安全な保育現場を維持する為には、暴力行為防止に関して、皆様のご理解・ご協力なくしては成り立ちません。

つきましては、下記の「児童の暴力行為防止に関する覚え書きの内容」をご確認いただき、2枚目の「児童の暴力行為防止に関する覚え書き」に必要事項をご記入・ご提出いただきたくお願い申し上げます。

覚え書きの成立の証として2部作成し、学童と保護者で1通ずつ保有するものとします。

ご賢察の上、ご了承ください。

記

児童の暴力行為防止に関する覚え書きの内容

安全な保育現場維持のため、児童の暴力行為防止に努めます。

会則 第20条（会員の義務）

(6)児童の暴力行為防止に努めること。

- ①児童クラブでのケガ・事故を防ぐため、保護者自ら、子どもの安全教育・指導に努めること。
- ②子どもが他人を傷つけるような事故等を起こした場合、または、安全な運営に支障をきたすと児童クラブが判断した場合には、すみやかに保護者としての責任を負うこと。
- ③児童クラブが必要だと判断した場合には、学校および各関係機関と連携をはかり、改善に努めること。

以上

保護者保管用

児童の暴力行為防止に関する覚え書き

特定非営利活動法人 大砂土東小学童保育の会における安全な共同保育を維持するために、下記の暴力行為防止に関する事項を守り、協力することを約束いたします。

安全な保育現場維持のため、児童の暴力行為防止に努めます。

会則 第 20 条（会員の義務）

(6)児童の暴力行為防止に努めること。

①児童クラブでのケガ・事故を防ぐため、保護者自ら、子どもの安全教育・指導に努めること。

②子どもが他人を傷つけるような事故等を起こした場合、または、安全な運営に支障をきたすと児童クラブが判断した場合には、すみやかに保護者としての責任を負うこと。

③児童クラブが必要だと判断した場合には、学校および各関係機関と連携をはかり、改善に努めること。

覚え書きの成立の証として2部作成し、学童、保護者各1部ずつ保有するものとします。

令和 3 年4月1日

児童名

児童名

保護者名 印

上記覚え書きを学童に提出したことを確認いたしました。

令和 3 年4月1日 特定非営利活動法人 大砂土東小学童保育の会 印

.....学童への提出は切り取らずにお持ちください。提出確認印を押印後お渡します.....

学童提出用

特定非営利活動法人
大砂土東小学童保育の会 殿

児童の暴力行為防止に関する覚え書き

特定非営利活動法人 大砂土東小学童保育の会における安全な共同保育を維持するために、下記の暴力行為防止に関する事項を守り、協力することを約束いたします。

安全な保育現場維持のため、児童の暴力行為防止に努めます。

会則 第 20 条（会員の義務）

(6)児童の暴力行為防止に努めること。

①児童クラブでのケガ・事故を防ぐため、保護者自ら、子どもの安全教育・指導に努めること。

②子どもが他人を傷つけるような事故等を起こした場合、または、安全な運営に支障をきたすと児童クラブが判断した場合には、すみやかに保護者としての責任を負うこと。

③児童クラブが必要だと判断した場合には、学校および各関係機関と連携をはかり、改善に努めること。

覚え書きの成立の証として2部作成し、学童、保護者各1部ずつ保有するものとします。

令和 3 年4月1日

児童名

児童名

保護者名 印